

農業食料工学会東北支部規約

(昭和 32 年 3 月制定) (昭和 51 年 4 月改正)
(昭和 55 年 7 月改正) (昭和 59 年 4 月改正)
(昭和 63 年 11 月改正) (平成 元年 12 月改正)
(平成 5 年 12 月改正) (平成 8 年 7 月改正)
(平成 12 年 8 月改正) (平成 13 年 9 月改正)
(平成 22 年 8 月改正) (平成 23 年 8 月改正)
(平成 25 年 8 月改正) (平成 26 年 8 月改正)
(令和 元年 8 月改正) (令和 3 年 8 月改正)

- 第 1 条 この支部は、農業食料工学会東北支部という。
- 第 2 条 この支部の事務局は、原則として支部長の所属する機関内におく。ただし、この支部の会計は、会計担当幹事の所属する機関内におく。
- 第 3 条 この支部は普通会員、学生会員及び賛助会員で構成される。普通会員は正会員（東北六県に在住又は在職する一般社団法人（以下、（一社））農業食料工学会会員）と支部会員（この支部に入会を希望し、常任幹事会で認められたもの）とからなり、学生会員は原則として東北六県の大学に在籍している学生とする。賛助会員は特別団体賛助会員と一般団体賛助会員とからなる。
- 第 4 条 この支部は（一社）農業食料工学会の設立趣旨にもとづき、東北地方における農業機械、農業機械化、農業施設及び食料・生物資源の工学的処理等、農業食料工学に関する学術の進歩発展及び普及に協力することを目的とし、次の事業を行う。
- 1) 講演会・研究会の開催
 - 2) 支部報の発行
 - 3) その他必要な事業
- 第 5 条 この支部は毎年 1 回以上総会を開き、予算・決算・規約の変更その他重要な事項を議決する。また、緊急の場合は幹事会を開き総会に代えることができる。
- 第 6 条 この支部には役員として、支部長 1 名、事務局長 1 名、常任幹事 6 名、幹事若干名、会計監査 2 名をおく。役員任期は 2 年とする。支部長の重任（連続就任）は 2 期までできるものとする。なお、役員選出は別に定める役員選挙規程による。
- 第 7 条 この支部の支部長を、（一社）農業食料工学会の東北ブロック長として推薦する。
- 第 8 条 この支部の運営に要する経費は、支部会費、（一社）農業食料工学会及び関連団体からの補助金、寄付金による。会計年度は 4 月初日より 3 月末日までとする。
- 第 9 条 支部会費は年額次のとおりとする。また、2 年連続して滞納した者への会報等の配布を停止し、3 年以上滞納した者は退会を申し出たものとする。
- 1) 普通会員 2,000 円
学生会員 1,000 円
 - 2) 賛助会員
一般団体賛助会員 一口 5,000 円
特別団体賛助会員 一口 10,000 円
- 第 10 条 この規約の変更には総会の承認を得なければならない。